安否確認・避難支援登録と要援護者避難支援確認マニュアル

上野南部地区住民自治協議会

はじめに

平成16年に相次いで襲った豪雨や台風による災害での、全死者の61%以上が高齢者(65歳以上)であったことを反省点として、災害時要援護者の避難支援ガイドラインを内閣府が発表し、市町村で要援護者への避難計画を策定するように要請しています。

平成7年の阪神・淡路大震災で震源地に近かった淡路島の北淡町は地域住民のつながりが強く、家屋の大半が倒壊したにもかかわらず約300名の住民が救出されました。

このように災害時には地域住民の助け合い(自助・共助)が大きな力を発揮しました。

一方、近年地球温暖化による台風の巨大化、集中豪雨などの異常気象、東海、南海、東南海・琵琶湖 西岸などの地域を震源とする地震がいつ発生しても不思議ではないと言われています。

大規模災害発生直後は、行政機能が麻痺している懸念があり、地域の相互機能による支援が求められます。

上野南部地区住民自治協議会、総務福祉部会及び「災害に強いまちづくり」実行委員会では、災害時に大きな力を発揮できる地域住民による防災体制の仕組みづくりとして、<u>安否確認・避難支援登録制度と要援護者避難支援制度の2本立て</u>で「安否確認マニュアル」を先進地の取り組みを参考にし、伊賀市社会福祉協議会の支援で検討を重ねてまいりました。

- 1 安否確認・避難支援登録制度(自助・共助、自主防災)のネットワークづくり
- (1) 各町の自治会長が自主防災会長となり、上野南部地区住民自治協議会総務福祉部会に連動する。
- (2) 各町の自主防災組織を基にした、一番小さい単位となる組(組内)を安否確認の基本単位とする。
 - ・組では、安否確認リーダー(組長)及び2名の安否確認サブリーダーを決定する。
 - ・安否確認リーダー(組長)は1~2年で交代するが、2名の安否確認サブリーダーは原則交代しない。
 - ・サブリーダーは常時組に在住する人(高齢者・主婦・自営事業主など)とし、リーダーを補佐する。(日中、安否確認リーダー不在時は代行する)
- (3) 自主防災会長(自治会長) は各組単位の安否確認リーダーの報告により、安否確認の統括を行う。
- (4)各組で要援護者への避難支援者をあらかじめ複数決めておく。避難支援者は要援護者の的確なケア情報の把握に努める。
- (5)各町の自主防災組織と上野南部地区住民自治協議会総務福祉部会及び「災害に強いまちづくり」 実行委員会と密な連携を取り、関係機関などと顔の見える関係作りを行う。

2 情報の把握

(1) <u>安否確認リーダー(組長)は、組内の要援護者及び個人の情報を安否確認カードに作成し把握</u> する(同意方式)。

また情報の共有を図るために交流を深め"向こう三軒両隣"をベースに、日頃のコミュニティーの構築に務める。

- (2) <u>安否確認リーダー(組長) サブリーダーは日頃より要援護者及び家族との交流を行い要援護</u> 要支援の内容を理解し把握するとともに、プライバシーの保護に勉める。
- (3)自主防災会長(自治会長)は安否確認リーダーより安否確認カードを集約し保管管理をするとともに、プライバシーの保護に勉める。

上野南部地区住民自治協議会、総務福祉部会及び「災害に強いまちづくり」実行委員会は、組単位で 調査・作成された防災マップづくりの集約を行い、防災のための情報をすべての住民で共有する。

3 安否確認・避難支援登録シートの作成

災害時や訓練時に使用する個人情報として各個人が情報を提供する。

- (1) 自主防災組織・組名を記入する。
- (2)代表者名は世帯主とし同居家族名・続柄及び同居者名を記入する。
- (3)性別、生年月日(年号M、T、S、H) 血液型を記入する。
- (4)世帯主・家族の日中の連絡先(勤務先・デイサービス先・学校・保育園等)と電話番号を記入 する。
- (5)要援護者の支援要請内容を記入する。

必要な保健・医療・福祉サービスの内容 (難病患者の医療機関、医療器具、薬、障がいの内容等) 避難支援の内容 (車椅子・歩行介助等)

(6)要援護者の避難支援者名

避難支援は複数名で記入(複数の避難支援者を確保)

(7)特記事項

防災上役立つ資格、技能を有する者の氏名とその内容(防災士、元消防団員、保健、助産・看護婦、元警官・自衛官、整体・接骨師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者等) その他特に記入すべき事項

- 4 防災マップづくり(自分のまちを知る・災害を考える)
 - (1)組単位で原則として全員が参加し、まち歩きを行い、防災の目で見て大地震が起きたら、風水 害ではどんなことが起こるのかを想像して、それぞれの防災マップを作成する。
 - (2)防災マップの作成のポイント

組単位で安否確認を行う一時集合場所を決定

組単位で安否確認後向かう指定避難場所への経路の確認

危険な箇所や問題のある場所(過去の災害を把握)

道路が狭い・道路沿いに転倒しそうなブロック塀、自動販売機や落下しそうな瓦屋根・老朽化した建物・土砂災害の傾斜地、水害を起こす河川・危険物施設(石油類・LPG など危険物貯蔵施設)など

防災施設や安全な場所

+

公園や広場・消防、消火施設(消火栓・防火水槽・街頭消火器など)・防火倉庫 防災活動に役立つもの(病院・診療所・薬局・食料品店・金物店、建設工事店・各種燃料取 扱店など)・利用できる水(井戸・河川・湧き水など)・防災無線

最寄の避難所・一時立寄所・指定避難場所

(3)組単位で災害時の最寄の避難所・一時立ち寄り所・指定避難場所への道路(安全で最短の避難経路)などすべてを地図に記入した防災マップを基にして、自主防災組織の防災マップを作成する。

5 安否確認

(1)安否確認は自主防災組織(自治会)との連携により、安否確認リーダーの指示により組単位で 行う。

- (2)要援護者を最優先に組全員の安否確認を行う。
- (3)災害想定の避難勧告、災害時での避難時に自主防災組織(自治会)の組単位で最寄の避難所・ 一時立寄所に集まり安否確認を行なう。

不在者に対しては、家族または安否確認リーダーが勤務先、デイサービス先、学校・保育園など へ連絡して安否確認を行なう。

不在者で連絡がつかない場合は、家族または安否確認リーダーが171災害伝言ダイヤル() で連絡する。

- (4)避難支援者は、要援護者を支援内容に基づき最寄の避難所・一時立ち寄り所に誘導し、安否確 認リーダーが安否確認を行う。
- (5)地震災害時での安否確認

- 地震発生(ゆれる) ・あわてず自分と家族の身を守る。
- ゆれがとまる(余震に注意)・組全員、火元の確認(ガスの元栓・電気のブレーカ・を切る) 家族の安否確認、非常用持ち出し品を確保

(安否確認リーダー) ・組の安否確認台帳を基に安否確認

(避難支援者、要援護者) ・避難支援者、要援護者宅の火元の確認(ガスの元栓・電気のブレ

ーカーを切る) □ (復旧後元に戻す)

(6)風水害時の安否確認

自主防災組織(自治会)による的確な避難情報の把握と組への伝達

(7)安否確認訓練の実施

安否確認マニュアルの検証を行い最適なものに改善する。

災害発生時に的確な活動ができるように訓練をする。

隣組のコミュニケーションを高め"向こう三軒両隣"の助け合い精神の構築が、災害時に大きな 力を発揮することを自覚する。

訓練は非常時の行動の確認となるため、できるだけ全員参加で行う必要がある。

6 防災啓発活動

(1) 自主防災組織(自治会)と上野南部地区住民自治協議会、総務福祉部会及び「災害に強いまち づくり」実行委員会の連携による防災啓発を行なう。

防災講座・防災訓練の開催

タウンウォッチング・まち歩きワークショップの開催

防災イベント開催(地震体験車、防災グッズ、非常用持ち出し品クイズ・炊き出し訓練等)

図上訓練による避難訓練の開催

災害を想定し一時立寄所での安否確認、指定避難場所への避難訓練

避難所体験(避難所生活、テント体験等)

(2)住まいの耐震診断と補強推進

阪神・淡路大震災では死者の85%は建物の倒壊による圧死

木造住宅:平成12年耐震基準で診断

耐震補強への取り組み

家具の固定

- 7 災害時要援護者への支援ネットワークづくり(自助・共助、公助支え合いマップづくり) 災害時要援識者支援に対する基本的な考え(案)
 - (1)要援護者となりうる人の範囲

身体障害者のうち、肢体不自由者(1級・2級) 視覚障害者(1級・2級) 聴覚障害者(1級・2級) 知的障害者(A判定)

ひとり暮らし高齢者(昼間ひとり暮らし高齢者)

寝たきり高齢者

認知症高齢者

上記に準する状態にある難病患者など

(2)要援護者の判定区分

ひとり暮らし高齢者(昼間ひとり暮らし高齢者)などであって、日常的に近隣住民などの支援が必要な人・・・狭義の要援護者(現状においても概ね民生・児童委員が支援している人) 災害時と日常の支援が必要

日常は家族やサービス利用により介護を受けている人・・・広義の要援護者(現伏においては対象外) 緊急時や災害時に支援が必要

日常的に自立しており、家族などの介護により援護を望まない人・・・対象外

情報の公開を望まない人・ 対象外

施設の入所者・・・対象外

(3)要援護者の役割

個人情報の開示について同意の上申請書の提出

支援者の選定への努力 ・候補者がいない場合は、地域に一任するか、地域の支援者不在の場合 は、民生委員などで限定的に対処する。

(4) 地域の支援者

近隣住民など

組の自主防災組織

民生・児童委員、福祉協力員

ボランティア

7 - 2 災害時要援護者支援ネットワークづくり

(1)登録者宅へ家庭訪問を通じて、支援者の選定を行なう。

登録された方のお宅に、住宅地図と訪問時記入用紙(別紙)をもって、民生委員、福祉協力員、 町役員、本人と顔見知りの委員(老人クラブ役員等)とが民生委員の先導により - 緒に訪問。 主旨を説明し、本人と日頃からかかわりのある人(よく訪ねてくれる人、よくいくお店、あいさ つを交わす人など)を確認し、訪問時記入用紙(別紙)に記載。

この中から、本人の了解のもとに支援者を決定。

この時、室内の状況も訪問時記入用紙のチェック項目により確認し、防災面での安全など点検。 支援者として選んだお宅に、民生委員、自主防災組織役員が直接訪問し、主旨を説明の上了解を 得る。

支援者の了解がいただけたことを本人に伝える。

(2) 支援者への説明会を開催し、活動への具体的な提案を行い、支撰者の共通理解のもと、日頃の 見守り活動への第一歩とする。

「災害時安否確認マニュアル」資料(説明用)

- 1.「安否確認・避難支援登録シート」について
 - (1)一世帯2部作成をお願いします。
 - (2) 自主防災会長(自治会長)と安否確認リーダー(組長)が保管します。
 - (3)個人情報の保護に責任を持つことから、コピーをしません。
 - (4)毎年、年度当初までに更新します。その際、古いシートは各家庭に返却します。
 - (5) 同意方式ですが、趣旨を充分説明して、ご協力いただけるようにして下さい。
 - (6)アパートなど集合住宅は家主などと別途協議して下さい。
 - (7)シートのファイルは自治協で準備します。
 - (8)ファイル表紙には「保管注意」または「取り扱い注意」と明記します。
- 2.要援護者聞き取り用「訪問時記入用紙」について
 - (1)訪問時記入用紙は、当該安否確認リーダー(組長)と当該民生委員が保管します。
 - (2)世帯ごとに「安否確認・避難支援登録シート」とあわせてファイルします。